

優良運転者表彰申請の受付を行います！

(10年・15年・20年・ 30年・40年・50年表彰)

【受付期間】 令和7年5月1日(木)～6月13日(金)まで

優良運転者表彰は、下記の基準ならびに要領で行います。
受賞基準を具備する交通安全協会会員の方は早めに申請してください。
※受賞者には、賞状・記念品の贈呈を致します。

【優良運転者表彰基準】

- 大分南警察署管内に居住しており、大分県交通安全協会大分南支部の会員であること。
- 運転免許取得後、現在も自動車等の運転に従事しており、本年6月1日現在で裏面の受賞資格に該当される方。

【申請に必要な書類等】

- ① 優良運転者表彰申請書・確認書 ※申請場所に用意してあります。
- ② 本年5月1日以降発行の「無事故・無違反証明書」
※うっかり失効等で運転免許証の再交付を受けた方は、別に、「運転経歴証明書」も必要となります。
※「無事故・無違反証明書」・「運転経歴証明書」の申し込み用紙は、運転免許センター・警察署・交番・駐在所にあります。
- ③ 「交通安全協会員」であることを証明できる書類のコピー(会員証・会費の領収書等)

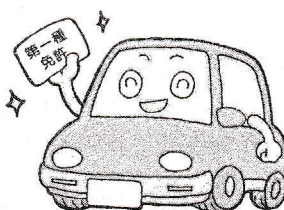
【注意事項】

- 警察署窓口の受付時間は平日9:00～17:00までです。
- 土曜日・日曜日・祝祭日の受付は行いません。

申請場所 : 大分南警察署④免許窓口

問い合わせ先 : 大分県交通安全協会大分南支部

(TEL 097-542-5823)



受賞資格

① 10年表彰

- ・自動車等の運転に従事した期間が6月1日現在、満10年を経過している者
- ・過去10年以内に交通事故の当事者として刑事処分を受けたことがない者
- ・過去5年以内に交通関係法令違反により刑事処分を受けたことがない者
- ・過去5年以内に交通違反により告知されたことがない者

② 15年表彰

- ・これまでに10年優良運転者表彰を受賞している者
- ・自動車等の運転に従事した期間が6月1日現在、満15年を経過している者
- ・過去15年以内に交通事故の当事者として刑事処分を受けたことがない者
- ・過去10年以内に交通関係法令違反により刑事処分を受けたことがない者
- ・過去5年以内に交通違反により告知されたことがない者

③ 20年表彰

- ・これまでに15年優良運転者表彰を受賞している者
- ・自動車等の運転に従事した期間が6月1日現在、満20年を経過している者
- ・過去20年以内に交通事故の当事者として刑事処分を受けたことがない者
- ・過去15年以内に交通関係法令違反により刑事処分を受けたことがない者
- ・過去10年以内に交通違反により告知されたことがない者

④ 30年表彰

- ・これまでに20年優良運転者表彰を受賞している者
- ・自動車等の運転に従事した期間が6月1日現在、満30年を経過している者
- ・過去30年以内に交通事故の当事者として刑事処分を受けたことがない者
- ・過去20年以内に交通関係法令違反により刑事処分を受けたことがない者
- ・過去15年以内に交通違反により告知されたことがない者

⑤ 40年表彰

- ・これまでに30年優良運転者表彰を受賞している者
- ・自動車等の運転に従事した期間が6月1日現在、満40年を経過している者
- ・過去40年以内に交通事故の当事者として刑事処分を受けたことがない者
- ・過去25年以内に交通関係法令違反により刑事処分を受けたことがない者
- ・過去20年以内に交通違反により告知されたことがない者

⑥ 50年表彰

- ・これまでに40年優良運転者表彰を受賞している者
- ・自動車等の運転に従事した期間が6月1日現在、満50年を経過している者
- ・過去50年以内に交通事故の当事者として刑事処分を受けたことがない者
- ・過去30年以内に交通関係法令違反により刑事処分を受けたことがない者
- ・過去25年以内に交通違反により告知されたことがない者